

(事務連絡)
令和8年3月18日

事業主様

東海地区石油業健康保険組合

令和8年度 健診等の補助について（ご案内）

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度の健診等における疾病予防補助について、下記のとおりご案内いたします。ご多忙中かとは存じますがご留意くださるようよろしくお願いいたします。

なお、今年度は対象者・補助区分・補助金額の変更が行われます。また、それに伴い人間ドックの必要検査項目が統一されます。（別紙参照）

記

1. 各健診の補助には、特定健診の検査項目を含み、健診結果等を提供していただくことが条件となります。
2. 事業者に義務付けられている労働安全衛生法による健診を実施した場合でも、1の条件をみたせば補助の対象となります。ただし、領収書が事業所名義の場合は、内訳一覧（受診者氏名・健康保険の記号番号・健診日・料金を記載）を添付し、健診結果につきましては電子データ(厚生労働省が定める標準様式)にてご提出下さい。迅速かつ円滑な事務処理および正確な情報収集・保存のためにご協力をお願いいたします。
3. 補助は健診日を起算日として年度内に1回となり、他の健診補助と併用することはできません。（重複して受給した場合は返還していただきます。）また、前年度分までは遡って給付対象としておりますが、保健指導を行う関係上、健診後は可能な限り速やかに申請いただくようご協力をお願いいたします。
4. 当組合の契約医療機関を利用した場合は、すでに窓口で補助額分を差し引いた金額でのお支払いとなりますので、その後の組合への申請は必要ありません。ただし、各健診機関によって提供している健診コース等の内容が異なりますので、確認の上受診して下さい。契約医療機関につきましてはホームページに掲載しています。なお、集合契約実施機関を利用する場合は事前に別途「特定健康診査受診券申請書」の提出が必要になりますのでご注意ください。
5. 健診結果等については、当組合の疾病予防事業やコラボヘルスなどに活用させていただくとともに、個人情報保護に万全を期し、目的以外には使用しません。

【申請に必要なもの】

- ・ 疾病予防補助金申請書^{※2}
- ・ 領収書の原本（受診者氏名・料金等が明記されているもの）
- ・ 健診結果（保健指導結果）：原則電子データ^{※1}・個人申請の場合は紙面（写）可
- ・ 特定健診質問票^{※2}：電子データの場合は必要なし

※1）厚生労働省が定める電子的標準様式(XML)となり、医療機関に依頼して作成いただくものになります。

※2）当組合のホームページ(<https://aiyukempo.or.jp>)よりダウンロードできます。

I. 補助の種類 年齢基準日：年度末

補助区分	対象者	補助金額
人間ドック	35歳以上の被保険者・被扶養者	健診料の8割 上限25,000円
特定健診	40歳以上の被保険者・被扶養者	健診料の8割 上限5,000円
若年層健診	30～39歳までの被保険者・被扶養者	健診料の8割 上限3,000円
特定保健指導	40歳以上の被保険者・被扶養者	全額補助

- ・今回人間ドックの検査項目の明確化により、医療機関によっては人間ドックであっても検査項目に不足が生じる場合があります。その際の補助区分の取扱いについては、「人間ドック補助」ではなく、年齢から「特定健診補助」または「若年層健診補助」と区分を振り分けますのでご注意ください。

II. 補助に必要な検査項目

【特定健診検査項目】

各健診補助に必要な検査項目です。(特定保健指導補助は除く。)ただし、人間ドックについては別紙の検査項目が基準となります。

○・・・必須項目 △・・・医師の判断に基づき選択的に実施する項目

診察	既往歴（服薬歴・喫煙歴）・自覚症状・他覚症状	○
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI	○
血圧	血圧	○
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ γ -GT(γ -GTP)	○
脂質検査	空腹時中性脂肪 ^{※1} （やむを得ない場合のみ、随時中性脂肪） HDL コレステロール・LDL コレステロール（non-HDL コレステロールでも可）	○
血糖検査	空腹時血糖 ^{※1} またはHbA1c（やむを得ない場合のみ、食直後 ^{※2} を除く随時血糖）	○
尿検査	尿糖・尿蛋白	○
血液学検査	ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数	△
心電図		△
眼底検査		△
血清クレアチニン検査	eGFR	△
特定健診質問項目	22項目	○
医師の診断および医師名	メタボ判定	○

※1：食後10時間以上 ※2：食後3.5時間未満

III. 特定保健指導について

特定保健指導とは、専門家の支援指導のもと、対象者にあわせて計画した生活改善プログラムを実践することにより、健康への意識を高め、将来大病に罹るリスクを減らすことを目的としています。今や企業にとっても従業員の健康は生産性やコストパフォーマンスの向上という面だけにとどまらず、企業イメージにも大きく関わることから、昨今では重要課題の1つとして挙げられています。

当組合では、健診結果の階層化により特定保健指導対象者となった40歳以上の被保険者へは、後日実施案内および申込書を送付します。自身の健康に関わる重要な保健事業の1つになりますので、企業側も従業員への周知および推進のご協力をお願いします。なお、特定保健指導を契約している医療機関を利用する場合は、健診後に直接支援が行われます。

また、国が推し進める健康経営においては、企業と保険者が積極的に連携し、従業員の健康づくりをサポートするコラボヘルスが有用なため、この機会にぜひご一考ください。

【注意事項】

上記IIに記載している必須項目が欠落（不足）している場合は全て不支給および返戻対象となりますので、特に事業所で健診を行う際は事前に医療機関へ確認いただく等申請に不備がないよう十分ご注意ください。

補助金は事業所口座へお振込みいたします。登録口座に変更がある場合は速やかに変更届をご提出下さい。